

北九州市立大学同窓会サークル活動等褒賞規定

(目的)

第1条 この規定は、向上心に富み有能な素質を有する学生会員が学生生活においてサークル活動等を通じ、文化・学術・学問・スポーツ技術向上のため広範な研究並びに研鑽に励み自らの資質や能力を向上させ、その結果として顕著なる功績をおさめ母校の名誉を高める諸活動を奨励することを目的とする。

(受賞者の資格)

第2条 褒賞を受ける者は、北九州市立大学に在学しサークル活動等において対外競技に出場し、顕著な成績をおさめた団体を原則とする。

(褒賞金の給付額)

第3条 褒賞金の支給は最終成績により別表を目安として給付するものとする。

(褒賞金の給付申請及び決定)

第4条 褒賞金の規定を受けようとする者は、褒賞金申請書を北九州市立大学同窓会会長に提出し、給付を申請するものとする。

2 褒賞金申請書の提出があったときは、北九州市立大学同窓会会長は規定に基づき給付を決定する。

(委任)

第5条 この規定の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規定は、平成13年5月27日から施行する。

この規定は、平成23年10月29日から施行する。(第3条 褒賞金の給付額改訂)

(別表) 第3条

(給付額)

(単位:千円)

	競技規模	1位	2位	3位
Aランク	全国大会	500	400	300
	西日本大会	300	250	200
	九州大会	200	150	100
Bランク	全国大会	300	200	150
	西日本大会	150	120	100
	九州大会	100	75	50
Cランク	全国大会	150	100	75
	西日本大会	75	60	50
	九州大会	50	30	20